

リスク管理体制

当社は業務の拡大と新たな商品・サービスの開始に伴うさまざまなリスクを把握、分析し、実効的かつ効率的なリスク管理を行うよう努めております。

■取締役会及びリスク管理委員会

取締役会が、定期的にリスクの状況の報告を受け、重要なリスクに関する事項の決定を行い、半期毎に「リスク管理基本方針」を定めております。取締役会の決定に基づき、リスク管理委員会が、各種リスク管理規程を定め、リスクに関する事項を決定し、リスクをモニタリングしております。このように経営レベルで、管理すべきリスクの特定、リスクの特性に応じた定量的な管理、業務戦略との整合性の確保、牽制機能の確保等を重視した、リスク管理を行っております。

■リスク管理部門

業務を執行する部門とは独立したリスク管理部が、各種リスクの統括部署として、業務執行部門を牽制するとともに、リスクの状況を定期的に取り締役会・リスク管理委員会に報告します。さらに、このようなリスク管理体制を、業務監査室が検証し、リスク管理の実効性を確保しております。

■「コンティンジェンシープラン」

銀行としての公共的使命を全うできるよう、障害や災害の発生時の対応方針として「コンティンジェンシープラン」を策定し、定期的に業務継続訓練を実施しております。

■信用リスクの管理体制

与信に関する原則を「クレジットポリシー」に、半期毎のリスク管理方針を「信用リスク管理規程」に規定しております。また、自己査定規程・償却引当規程に従い、適切な自己査定・償却引当を実施しております。

■市場リスクの管理体制

半期毎に改定する「市場リスク管理規程」に基づいて、ポジション極度（ベースポイントバリュー極度）・市場リスク極度（Value-at-Risk極度）・損失限度を設定して管理を行っております。リスク管理部が日次でポジション・リスク・損益を社内報告しております。定期的に開催するALM委員会においてリスクの状況、金融・経済の見通しなどが報告され、ALM方針を決定いたします。

■流動性リスクの管理体制

流動性の高い国債中心の運用とするなど、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っております。半期毎に改定する「流動性リスク管理規程」に基づいて資金ギャップ極度を設定し、リスク管理部が資金流動性の状況をモニターしております。

■事務リスクの管理体制

「事務リスク管理規程」に基づいて、事務手続の明確化と事務ミスや不正の防止に努めております。各部室の自主検査、業務監査室の内部監査、外部監査などを通じて、事務の改善・レベル向上を図っております。

■情報セキュリティリスク（システムリスクを含む）の管理体制

災害などの非常時にも銀行サービスを継続すること、ならびにお客さま情報を保護することを目的として「セキュリティ・スタンダード」などを定めております。重要なシステムのハード機器及びネットワークは二重化し、災害などの非常時には遠隔地災対センターでも稼動可能な体制としております。またデータベースの二重化やバックアップにより、データベースが破壊された場合でも復元可能な体制としております。